平成３０年（フ）第１４４６号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目７番３―307号、前住所大阪市西成区玉出中２丁目９番17号　アクアコート　301号
債務者　和田　勝弘
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３８号
大阪市東成区中本１丁目４番14―1101号
債務者　吉田　潤一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８３５号
大阪市中央区瓦屋町２丁目13番16―707号
債務者　岩谷　健一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８５０号
大阪府交野市星田６丁目26番１―503号
債務者　有村　優子（旧姓手錢）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９２８号
大阪府高槻市登町20番Ｂ29―202号
債務者　西川二三子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９２９号
大阪府八尾市高安町北１丁目１番地の６
債務者　玉置　直美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２００２号
大阪市天王寺区石ケ辻町２番１―403号
債務者　柴　たつ子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２００３号
大阪府吹田市片山町２丁目２番17号（21）
債務者　瀬川　二男
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２００７号
大阪市西区土佐堀３丁目３番２―1002号
債務者　中西　芳貴
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
山形県鶴岡市切添町１番４号
債務者　奥泉　素子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第９号
山形県鶴岡市切添町１番４号
債務者　奥泉　　旭
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第９８号
香川県東かがわ市三本松291番地
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７５号
長野県中野市大字一本木202番地
債務者　小林　光紀
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
長野県中野市大字西条732番地１
債務者　樋口　勝也
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
愛知県あま市二ツ寺屋敷206番地５
債務者　古橋由理恵
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３６号
名古屋市西区山木１丁目228番地　ランドシャフト山ノ木401号、従前の住所名古屋市西区児玉１丁目10番27号　荘苑浄心306号
債務者　貞永　宇澄
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３８号
名古屋市中区丸の内３丁目９番13号　イーストサイド丸の内801号
債務者　津田　修吾
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部